

学事第1760-2号
令和3年3月20日

各私立大学・短期大学設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言解除後の
私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

緊急事態宣言が令和3年3月21日をもって解除されることを受け、県教育委員会は別添の県立学校長宛て通知のとおり対応することを決定しました。

つきましては、私立大学、私立短期大学におかれては、県立学校における対応を参考に、各学校の実情に応じて適切な対応を取られるようお願いいたします。

また、不要不急の外出や旅行、歓送迎会や飲食につながる謝恩会などの自粛について、学生や保護者への注意喚起を引き続きお願いいたします。

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和3年3月19日付け教高指第2366号「緊急事態宣言解除後の県立学校の対応について（通知）」

総務部学事課
専修各種学校担当
電話 048-830-2562